

一般講座 『二胡』演奏体験教室 (全4回)

中国民族楽器の代表ともいえる『二胡』の音色は、感情豊かで人間の声にもっとも近い楽器といわれます。『二胡』の演奏体験を通して心の奥深く響きわたる音色を楽しみませんか？

日時 2月4日・11日・18日・25日

(全金曜日) 午後1時30分～3時

場所 就業改善センター 大会議室

講師 田島 正美 氏

参加費 無料(楽器『二胡』は講師が用意します)

定員 先着10名

申込・問合せ 中央公民館

☎0495-77-3671

FAX0495-77-5066

くらしの情報

マイナンバーカードの保険証 利用申込みの支援を行います

令和3年10月20日からマイナンバーカードの保険証利用が始まりました。下記日程にて、専用窓口を設置し、職員が保険証利用申込みの支援をいたします。

対象 町内在住のマイナンバーカードをお持ちの方

日時 1月24日(月)、25日(火)

午前8時30分～午後5時15分

※上記日程以外でも、支援を行っています。ご来庁お待ちしております。

場所 保険健康課窓口

問合せ 保険健康課 保険担当

☎0495-77-2113

FAX0495-77-2117

スキー・スノーボード教室

日時 2月20日(日)

海洋センターへ集合(バスで移動)

受付:午前6時～

出発:午前6時30分

※帰町は、午後6時頃を予定

場所 菅平スキー場(ダボスグレンデ)

参加費 小学生2,000円、中学生以上3,000円

レンタル費(必要な方のみ) 小学生2,000円、中学生以上3,000円

※小学生リフト代は、スキーこどもの日の為、無料です。ただし、リフト券紛失金として前金500円が必要です。(個人対応。返金あり)

※中学生以上は、他にリフト代が必要です。(個人対応)

対象 町内在勤もしくは在住の小学生以上の方

定員 先着30名

申込 1月17日(月)～。参加費を添えて中央公民館または多目的交流施設へお申込みください。

問合せ 生涯学習課

☎0495-77-4651

FAX0495-77-5066

第5回生きがい学級「第19回芸能を楽しむ会」中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で、3月20日(日)の「第19回芸能を楽しむ会(カラオケ等)」は中止です。

【イベント等に関して】

新型コロナウイルス感染症の影響で、様々なイベント等が中止または延期となっています。広報紙の発行後にその判断がされる場合もありますので、ホームページ・電話等で事前に確認してからお出かけいただけますようお願いいたします。

生涯学習 だより

公民館 今月の第一展示室

「書道展」

団体名 神墨書道研究会、玉翠書道会

期間 1月30日(日)まで

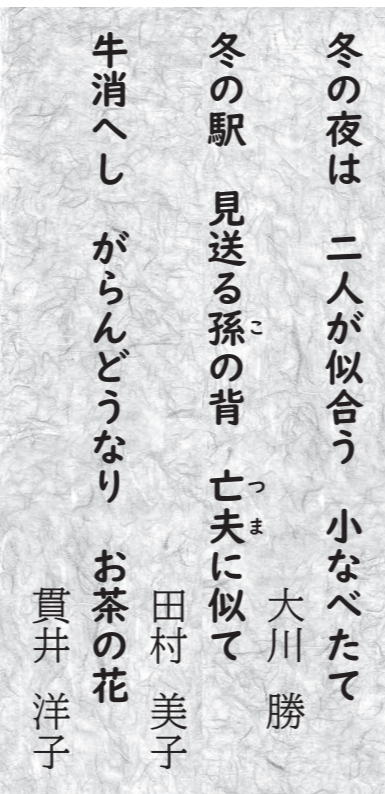
午前9時～午後5時

期間は前後する場合があります。

問合せ 中央公民館

☎0495-77-3671

FAX0495-77-5066



広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

障害のある方への手当のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

●特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

対象者 20歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方。(おおむね身体障害者手帳1級から2級及び療育手帳[Ⓐ]程度の障害が重複する方、もしくは1つの障害であっても同程度の状態にある方。)

手当額 月額27,350円(支給月:2月、5月、8月、11月 ※埼玉県より支給されます。)

支給制限 ・施設に入所中の方、3か月以上継続して病院に入院している方は支給対象となりません。

・対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合、支給が制限されます。

●障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

対象者 20歳未満であって、身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳[Ⓐ]相当の方、あるいは精神障害や血液疾患等で同程度の障害を有する方。

手当額 月額14,880円(支給月:2月、5月、8月、11月 ※埼玉県より支給されます。)

支給制限 ・施設に入所中の方、障害を事由とする年金を受給している方は支給対象となりません。

・対象者本人、扶養義務者の方に一定額以上の所得がある場合、支給が制限されます。

●在宅重度心身障害者手当

在宅の重度心身障害者の経済的・精神的負担を軽減することを目的に支給する手当です。

対象者 以下のいずれかに該当する方。

- ・身体障害者手帳1級又は2級の方
- ・療育手帳[Ⓐ]又はAの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・その他同程度の障害があると認められる方

手当額 月額5,000円(支給月:3月、9月)

支給制限 以下のいずれかに該当する方は支給対象となりません。

- ・住民税(町県民税)が課税されている方
- ・施設に入所中の方
- ・特別障害者手当や障害児福祉手当を受給している方
- ・65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方

広告

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。